

宮崎県移住・U I J ターン促進協議会設置要綱

平成27年10月13日
総合政策部
中山間・地域政策課

(設置)

第1条 本県の「産・官・学・金・労・言」等の各関係機関が連携の上、全県を挙げて県内への移住・U I J ターンを促進し、地域の活性化を図るため、宮崎県移住・U I J ターン促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移住・U I J ターンの促進を全県的に推進していくための関係機関の連携・協力体制の強化に関すること。
- (2) 移住・U I J ターン促進のために必要な取組に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成団体をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、宮崎県知事をもって充てる。
- 3 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を協議会に出席させることができる。

(地区別会議)

第4条 協議会に、移住・U I J ターンの促進に関し、地区別の企画立案及び具体的な協議・検討を行わせるため、地区別会議を置くことができる。

- 2 地区別会議の設置、運営についての必要な事項は、会長が定める。

(ワーキングチーム)

第5条 協議会に、移住・U I J ターンの促進に関し、特定事項の調査、研究等を行わせるため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームの設置、運営についての必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機 関 名
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会
宮崎県商工会連合会
公益財団法人みやざき観光コンベンション協会
宮崎県農業協同組合中央会
公益社団法人宮崎県農業振興公社
宮崎県森林組合連合会
宮崎県漁業協同組合連合会
国立大学法人宮崎大学
一般社団法人宮崎県銀行協会
日本政策金融公庫宮崎支店
日本労働組合総連合会宮崎県連合会
宮崎日日新聞社
NHK宮崎放送局
MR T宮崎放送
UMKテレビ宮崎
一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部
宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合
みやざきグリーンツーリズム協議会
宮崎県地域づくりネットワーク協議会
宮崎てげてげ通信
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎労働局
宮崎県